

インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務 業務仕様書

1 業務名

令和7年度 観文観委第61号 インフルエンサー活用清水港ターミナル情報発信業務

2 目的

本業務は、SNSを利用し観光情報等を収集するユーザーに対し、訴求力の高い情報発信を行い、駿河湾フェリー清水港ターミナルへの来訪を想起させることで、同市の観光地としての認知度向上、および観光客の誘客拡大を図ることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容等

(1) 観光PR投稿の制作及び情報発信

清水港及び駿河湾フェリーの魅力を多くの人に訴求し、誘客を促進するため、SNSにおいて発信活動を行い、影響力を持つインフルエンサーを起用し、現地取材で体感した魅力を発信すること。

① インフルエンサーの起用

ア 委託者と協議のうえ、静岡県内の情報を主に取り上げる、SNSの総フォロワー数が5万人以上のインフルエンサーを1名以上起用し、食・体験・お出かけなどをテーマにした動画を撮影・制作し、インフルエンサーが保有するSNSで情報発信すること。

イ 委託者と協議の上、全国の観光情報について発信を行うSNS総フォロワー15万人以上のインフルエンサーを1名以上起用し、食・体験・お出かけなどをテーマにした動画を撮影・制作し、インフルエンサーが保有するSNSで情報発信すること。

②投稿内容企画・取材の実施

- 制作する動画の企画内容については委託者と協議の上決定すること。
- 取材先については、清水港・清水魚せり市イベント・駿河湾フェリーを含む清水港周辺から選定し、委託者と協議の上決定すること。

③動画、画像の制作・投稿の実施

- ・発信媒体は Instagram、Tiktok、Youtube 等の SNS とする。
- ・投稿方法は動画または静止画とする。

④インフルエンサーの投稿を広く波及させるための取組

①で起用したインフルエンサーの投稿をより幅広いユーザーへの認知を広めるための取組を実施すること。

(2) 口コミを波及させるためのキャンペーンの実施

一般の口コミを広く波及させるためのキャンペーンを実施すること。

5. 実施報告

業務期間終了時までに、本業務の効果分析を含む実施報告書および成果物を提出すること。

(1) 完了報告書への記載事項

- ① 業務の実施期間
- ② 業務実施における成果
 - ・発信した情報 (SNS で公開したコンテンツ)
 - ・定量的な効果等がわかるデータ (投稿数、エンゲージメント数等)
 - ・上記以外の成果

(2) 動画・画像データ

動画は MP4 形式、画像は JPEG 形式で提出すること。

6 委託費用に含まれるもの

本業務の実施に要するすべての経費は、委託費用に含むものとする。

7 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本 業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、委託者の承認を得た上で、業務の一部を 委託することができる。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議 の上、対応するものとする。

- (2) 被招請者の安全を担保すること。また、招請期間中の事故、治療及び救援等の費用並びに第三 者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。
- (3) 動画作成や情報発信に関する以下の業務については委託者が実施すること。
- ・インフルエンサーとの契約及び連絡・調整
 - ・取材スポット選定のための出張に係る宿泊、交通の手配
 - ・インフルエンサーによる取材スポットへの取材許可、予約等連絡・調整
 - ・インフルエンサーの取材同行、案内
 - ・インフルエンサーの撮影補助
 - ・その他取材の準備、実施に係る一切のディレクション業務
- (4) 本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講 じること。
- (6) 制作した動画、画像について、インフルエンサーのアカウントに投稿が掲載されている期間中、甲は編集等の改変を行わない範囲において、市が関与するWEB ページ、SNS、イベント上映、サイネージ等の広告媒体での利用を無償で行うことができるものとする。
- (7) 受託者の企画案は、委託者と受託者との協議により調整できるものとする。
- (8) 受託者は、本業務期間はもとより業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。